官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三二）　一
〔法規的告示〕
○船員に関し事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（国土交通一〇七三）　六
○船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（同一〇七四）　一〇
○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（環境三九）　一三
○低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示（同四〇）　一四
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人地域医療機能推進機構令和七年度財務諸表、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所令和七事業年度財務諸表、企業年金基金変更、首都高速道路株式会社工事開始、日本年金機構令和七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六七
地方公共団体
押収物還付関係　一〇一
会社その他
会社決算公告　一〇六

省令

○厚生労働省令第百三十二号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第一条第二項及び第二十一条、医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第十一条、歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第十一条、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十条並びに薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第十一条の規定に基づき、栄養士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2・3　（略） 4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　管理栄養士国家試験の合格証若しくは栄養士法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十八号）附則第三条に規定する者であることを証する書類又はそれらの写し 二　（略） 5　（略） （管理栄養士養成施設の指定の基準） **第十一条**　令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　前号の施設の数は、学生又は生徒及び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数以上であること。 十～十四　（略）	（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2・3　（略） 4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　管理栄養士国家試験の合格証又は栄養士法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十八号）附則第三条に規定する者であることを証する書類 二　（略） 5　（略） （管理栄養士養成施設の指定の基準） **第十一条**　令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　前号の施設の数は、生徒及び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数以上であること。 十～十四　（略）